

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示
- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件 三六
 - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 三六
 - 土地改良区の定款の変更を認可した件 三六
 - 福島海区漁業調整委員会 三六
 - はえなわ漁業について指示する件 三八

告 示

福島県告示第五百五十号
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和三年七月二十七日から同年十一月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
令和三年七月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
トライアルマーケット喜久田店 福島県郡山市喜久田町堀之内二番地九ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 榎木野 仁司
（変更後）代表取締役 石橋 亮太
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）代表取締役 榎木野 仁司

- （変更後）代表取締役 石橋 亮太
- 三 変更した年月日
平成三十年六月十九日
 - 四 届出年月日
令和三年七月九日
 - 五 届出をした者
株式会社トライアルカンパニー

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百五十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により第六條第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八條第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和三年七月二十七日から同年八月二十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び二本松市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
令和三年七月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
メガステージ二本松Bエリア 福島県二本松市冠木二二番一ほか七五筆
- 二 法第八條第一項の規定により二本松市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八條第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第五百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十條第二項の規定により、磐梯西部土地改良区から令和三年六月三十日付けで申請のあった定款の変更について、同年七月十三日認可した。
令和三年七月二十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

（農村計画課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第四号

福島県の地先海面におけるはえなわ漁業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百

六十七号) 第二百二十条第一項の規定により、次のとおり指示する。
令和三年七月二十七日

福島海区漁業調整委員会
会長 今野 智光

一 操業の承認

最大高潮時海岸線における富岡川河口中央から正東の線以南の水深百メートル以深の福島県の海域において、はえなわ漁業(浮きはえなわ漁業を除く。)を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに福島海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

二 承認の対象漁船

はえなわ漁業に係る操業の承認の対象船舶は、総トン数七トン未満とする。

三 操業期間

一に規定する海域における操業期間は、令和三年十月一日から令和四年三月三十一日までとする。

四 制限又は条件

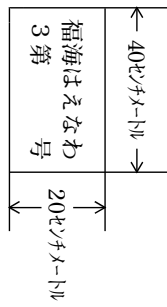
1 操業の禁止区域

次に掲げる海域での操業は、禁止する。

北緯三十七度十七分四十九秒以南の水深百メートルから水深三百メートルの福島県の海域

2 承認証の備付け及び標識の表示

操業の承認を受けた者は、操業に際し、別に定める承認証を船内に備え付け、次に掲げる標識を船舶の船橋の両側面の見やすい箇所に表示しなければならない。



3 操業の協定

操業の承認を受けた者は、漁場において他種漁業との競合又は操業上の紛争が生じたときは、関係者と操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。この場合において、操業協定が締結されるまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。

五 承認の取消し

この指示に違反したときは、承認を取り消すことがある。

六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年十月一日から令和四年九月三十日までとする。